軽　自　動　車　税

軽自動車税環境性能割

新車・中古車を問わず，三輪以上の軽自動車を取得したときにかかる税です。当面の間，広島県が賦課徴収および減免手続きなどの事務を行います。

■ 納税義務者

新車・中古車を問わず，軽三輪車および軽四輪車の取得者です。

軽自動車税環境性能割がかかるもの	軽三輪車および軽四輪車
軽自動車税環境性能割がかからないもの	原動機付自転車，小型特殊自動車，軽二輪車および二輪の小型自動車

■ 税率一覧表

税額＝自動車の取得価額×税率（免税点 50 万円）

<table>
<tr><th colspan="2">対　象　自　動　車（軽四乗用の場合）</th><th colspan="2">税　率</th></tr>
<tr><th>排出ガス基準</th><th>燃費基準</th><th>自家用</th><th>営業用</th></tr>
<tr><td colspan="2">電気自動車等</td><td colspan="2">非課税</td></tr>
<tr><td rowspan="3">平成 30 年排出ガス基準 50％低減
または
平成 17 年排出ガス基準 75％低減</td><td>令和 12 年度燃費基準に対する達成の程度が 75％（※80％）以上であるもの（令和 2 年度燃費基準を達成しているものに限る。）</td><td colspan="2">非課税</td></tr>
<tr><td>令和 12 年度燃費基準に対する達成の程度が 60％（※70％）以上であるもの（令和 2 年度燃費基準を達成しているものに限る。）</td><td>1％</td><td>0.5％</td></tr>
<tr><td>令和 12 年度燃費基準に対する達成の程度が 55％（※60％）以上であるもの</td><td>2％</td><td>1％</td></tr>
<tr><td colspan="2">上記に該当しないもの</td><td>2％</td><td>2％</td></tr>
</table>

※2024 年（令和 6 年）1 月 1 日以後，適用となります。

軽自動車税種別割

原動機付自転車・軽自動車・小型特殊自動車・軽二輪車および二輪の小型自動車（これらを「軽自動車等」といいます。）の所有者に対してかかる税です。

■ 納税義務者

４月１日現在，主たる定置場が福山市の軽自動車等を所有している人にかかる税金です。**月割制度はありません**ので，年度の途中に取得または譲り受けた場合，税金は発生せず，廃車または他人に譲渡した場合も還付は発生しません。

■ 軽自動車税種別割がかかる人・かからない人

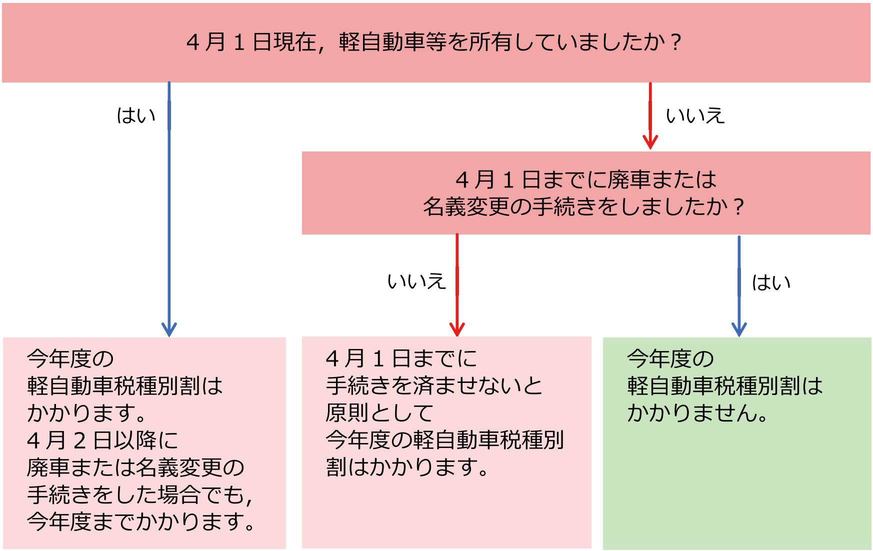

■ 申告手続…軽自動車等の取得・廃車・名義変更など

軽自動車等を取得または廃車・名義変更したり，市外へ転出した場合には必ず申告していただくことになっています。

軽自動車等を取得または廃車・名義変更するときは，P.60 掲載場所で速やかに手続きをしてください。

<table>
<tr><td rowspan="13">原動機付自転車
（125cc 以下）
小型特殊自動車</td><td>税制課</td><td rowspan="13">◎登録に必要なもの
・車両内容の分かるもの
（販売証明書・譲渡証明書・廃車証明書など）
・窓口に来た人の本人確認書類
（運転免許証・健康保険証など）

◎廃車に必要なもの
・標識交付証明書
・ナンバープレート
・窓口に来た人の本人確認書類
（運転免許証・健康保険証など）

※登録・廃車の手続きの際には，申請書に所有者の住所・所在地，名前・名称を書いていただく必要があります。
※問い合わせ先は P.98 参照</td></tr>
<tr><td>松永市民サービス課</td></tr>
<tr><td>北部市民サービス課</td></tr>
<tr><td>東部市民サービス課</td></tr>
<tr><td>神辺市民サービス課</td></tr>
<tr><td>沼隈支所</td></tr>
<tr><td>新市支所</td></tr>
<tr><td>鞆支所</td></tr>
<tr><td>内海支所</td></tr>
<tr><td>芦田支所</td></tr>
<tr><td>加茂支所</td></tr>
<tr><td>山野分所（廃車のみ）</td></tr>
<tr><td>内浦分所（廃車のみ）</td></tr>
</table>

軽自動車 （四輪・三輪）	軽自動車検査協会広島主管事務所 福山支所 （福山市南今津町 41 番地）	050-3816-3081 （音声テープ）
軽二輪 （125cc 超 250cc 以下） 二輪の小型自動車 （250cc 超）	広島運輸支局福山自動車検査 登録事務所 （福山市南今津町 44 番地）	050-5540-2069 （音声テープ）

■ 車種別税率一覧

◆ 原動機付自転車・二輪の軽自動車・二輪の小型自動車および小型特殊自動車

<table>
<tr><th colspan="2">車　種</th><th>税　率</th></tr>
<tr><td rowspan="4">原動機付自転車</td><td>1 種　50cc 以下（特定小型原付を含む）</td><td>2,000 円</td></tr>
<tr><td>2 種乙　90cc 以下</td><td>2,000 円</td></tr>
<tr><td>2 種甲　125cc 以下</td><td>2,400 円</td></tr>
<tr><td>ミニカー</td><td>3,700 円</td></tr>
<tr><td rowspan="2">小型特殊自動車</td><td>農耕用のもの</td><td>2,400 円</td></tr>
<tr><td>その他のもの</td><td>5,900 円</td></tr>
<tr><td colspan="2">軽二輪（125cc 超～250cc 以下）</td><td>3,600 円</td></tr>
<tr><td colspan="2">二輪の小型自動車（250cc 超）</td><td>6,000 円</td></tr>
</table>

※特定小型原付については 2023 年（令和 5 年）7 月より適用

◆ 三輪および四輪以上の軽自動車

車　種			税　率（年　額）		
			2015 年（平成 27 年）3 月 31 日以前の登録車両 （経過措置税率）	2015 年（平成 27 年）4 月 1 日以降の新規登録車両※ （通常の税率）	最初の新規検査から 13 年経過した車両 （重課税率）
軽四輪	乗用	自家用	7,200 円	10,800 円	12,900 円
		営業用	5,500 円	6,900 円	8,200 円
	貨物	自家用	4,000 円	5,000 円	6,000 円
		営業用	3,000 円	3,800 円	4,500 円
軽三輪			3,100 円	3,900 円	4,600 円

※新規登録車両の中には，一定の要件を満たしている場合，軽自動車税種別割のグリーン化特例（軽課）措置により1年のみ軽減税率が適用される車両があります。

■ 納税の方法

軽自動車税種別割は，納税通知書によって福山市から納税者に通知され，5 月末が納期となっています。納付書による納付の場合は指定の金融機関およびコンビニエンスストアで納めることができます。

また，キャッシュレス等による納付もできます（P.69～75参照）。

■ 減免について

市では，身体などに障がいのある人が積極的に社会活動に参加できるよう，一定の要件を満たす車の軽自動車税種別割を申請により減免しています。

◆ 障がいのある人などの減免

障がいのある人などが所有する軽自動車等で，次の表によりますが，障がいの等級によっては該当にならない場合もありますので，詳しくは市民税課（軽自動車税担当 P.98 参照）までお問い合わせください。

車の所有者	運　転　者	使 用 目 的	手 帳 の 種 類 **※等級などにより制限があります。**
本人	本人・家族	専ら本人の通学，通院，通所，生業のために使用する	・身体障がい者手帳 ・戦傷病者手帳 ・療育手帳（Ⓐ，Ａ のみ） ・精神障がい者保健福祉手帳（1 級のみ）
	常時介護者		
家族	本人・家族		
常時介護者	常時介護者		

※減免は，手帳所有者 1 人につき 1 台（普通車を含む）です。
※「家族」とは，本人（障がいのある人など）と生計を一にしている人のことです。
※「常時介護者」とは，専ら障がいのある人などの通院などのために，継続して日常的に運転する人のことです。

◆ 特種用途自動車の減免

自動車検査証に「車いす移動車」・「身体障がい者輸送車」と記載された車または構造上（昇降装置，固定装置）障がいのある人のために利用する特種用途自動車が対象となります。

軽自動車税種別割　Q＆A

廃車したのに納税通知書が送られてきたのですが

Q.　廃車したのに，市から納税通知書が送られてきました。何かの間違いではありませんか。

A.　廃車の手続きをされたのは，いつですか。

軽自動車税種別割は，毎年４月１日（賦課期日）現在に原動機付自転車・軽自動車・小型特殊自動車および二輪の小型自動車を所有している人に，年税として課税されます。

そのため，４月１日までに廃車の手続きがあったものについては課税されませんが，４月２日以降に廃車されたものについては，その年度の税金を納めていただくことになります。

なお，４月２日以降に登録の手続きをされた車両については，その年度は課税されません。

バイクを盗まれたときの手続きは

Q.　私の持っている 50cc のバイクが盗難にあい，バイクもナンバープレートもありません。どうすればいいのですか。

A.　まず，警察に盗難の届出をしてください。そして，盗難被害届の受理年月日と受理番号を確認したうえで，市役所で手続きをしてください。その際に必要なものは窓口に来られる人の本人確認書類です。

なお，そのままにしておかれますと，そのバイクについては，いつまでも課税されることになります。

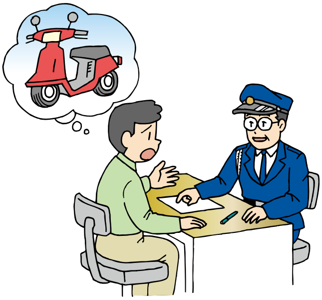

原付バイクを友人に譲りたいのですが

Q.　私の持っているバイクを友人に譲ることになったのですが，手続きはどうすればいいのですか。

A.　125cc 以下のバイクの名義変更は市役所で「廃車」と「登録」の手続きをしていただくことになります。あなたは，現在付いているナンバープレートを返却し，友人は新しいナンバープレートの交付を受けます。

廃車の手続きに必要なものは，ナンバープレートですが，標識交付証明書もあればお持ちください。

登録の手続きに必要なものは，車両内容の分かるもの（販売証明書・譲渡証明書・廃車証明書など）です。

なお，窓口に来られる人は，本人確認書類をお持ちください。

手続きできる場所については P.60 をご参照ください。

※廃車や登録の手続きの際には，申請書に所有者の住所，名前を書いていただく必要があります。

畑のみで使用する小型特殊自動車もナンバー取得が必要ですか

Q.　トラクターを持っていて，畑で使っています。現在，公道は走っていないのですが，ナンバープレートは必要ですか。

また，ナンバープレートをつければ公道を走れますか。

A.　乗用装置のある農耕用の小型特殊自動車については，田や畑のみで使用する場合でもナンバープレートの取得が必要です。

また，原動機付自転車および小型特殊自動車のナンバープレートは，公道走行を許可するものではありません。公道を走行するには，国土交通省が定める保安基準（灯火器類の取付やミラー類の取付などを定めたもの）に適合している必要があります。使用する車両が保安基準に適合し公道走行可能かどうかは，購入された店舗などにご確認ください。

市　たばこ　税

　製造たばこの製造者・卸売販売業者などが，福山市内の小売業者に売り渡した「たばこ」に対してかかる税です。

■ 納税義務者

製造たばこの製造者・卸売販売業者・特定販売業者（輸入業者）

※たばこの小売定価には，すでに市たばこ税が含まれていますので，実際に税金を負担しているのは，たばこの消費者です。

■ 税率

売り渡し本数 1,000 本につき 6,552 円

	1,000 本当たりの税率（単位：円）
国のたばこ税（たばこ特別税含む）	7,622
道府県たばこ税	1,070
市町村たばこ税	**6,552**
合　計	15,244

入　湯　税

　消防施設，観光振興および環境衛生施設などの整備に要する費用にあてるための目的税で，鉱泉浴場の利用者に対してかかる税です。ただし，年齢が 12 歳未満の人や，一般公衆浴場等での入湯には課税されません。

■ 納税義務者

入湯客

■ 税率

1 人 1 日 50 円

　入湯税は，入湯客が直接市に納めるのではなく，温泉の経営者が入湯客から受け取ってまとめて市に納入していただくことになっています。

事　業　所　税

都市環境の整備や改善事業に要する費用にあてるための目的税で，一定規模を超える事業所が行う事業に対してかかる税です。

区　分	資産割	従業者割
課税客体	事業所等において法人または個人の行う事業	
納税義務者	事業所等において事業を行う法人または個人	
課税標準	福山市内の 事業所用家屋の延床面積	課税標準算定期間中に 支払われた従業者給与総額
税　率	床面積 1 ㎡につき 600 円	従業者給与総額の 0.25%
免税点	事業所用床面積が 1,000 ㎡以下	従業者数が 100 人以下
申告納付期限	法人・・・事業年度終了の日から 2 カ月以内 個人・・・事業を行った年の翌年の 3 月 15 日	

※事業所用床面積が 900 ㎡超，従業者数が 90 人超の場合は，申告が必要です。

軽自動車税等